

博士論文審査要旨

岡野八代氏論文題目

「フェミニズム理論による政治思想批判
『ケアの倫理』再考」

早稲田大学
大学院政治学研究科

審査要旨

岡野八代氏による博士学位申請論文「フェミニズム理論による政治思想批判 『ケアの倫理』再考」は A5 本文 246 頁、文献表 14 頁、合計 260 頁からなる論文である。以下、1. 論文の構成と概要、2. 論文の特徴と評価、3. 結論の順で審査要旨を記す。

1. 論文の構成と概要

申請論文は「はじめに」、第 部、第 部、第 部、および「終章」から構成されている。以下はその目次である。

はじめに

第 部 忘却の政治/依存の抑圧

序論 フェミニズム理論と政治思想

第一章 包摂と排除の理論 現代シティズンシップ論における、反依存の論理

シティズンシップ論からの出発

第一節 統一体への包摂 暴力による包摂/包摂の暴力

第二節 現代シティズンシップ論における、新たな包摂への課題

第三節 新しい共和主義の登場 市民の責任論がもつ包摂性

第四節 リベラルな責任論の応答不可能性

第五節 依存を排除する包摂の原理

第二章 自由論と主権論批判

私的領域における自由と公的領域における責任

第一節 自由への問い 「責任」からの問い直し

第二節 自由意志と公私二元論 バーリン、テイラー、フラスマン

第三節 自由な抑圧 フェミニズムの視点

第四節 不自由な自由論 自由意志と主権国家の結託

第三章 リベラリズムとフェミニズム

リベラル・フェミニズムは存在するのか？

第一節 公私二元論の近代と現代 ペイトマンとブラウン

第二節 リベラリズム「と」フェミニズム

第三節 リベラリズムの「批判力」

第四節 リベラルな自己と社会の構想

第五節 反転するリベラリズム

第六節 「主体」への異議申し立て

小括 忘却された主体の来歴

第 部	家族から、社会の構想にむけて	ケアの倫理の社会的可能性
序論	なぜ、家族への注視なのか	
第一章	ケアの倫理からの出発	
	家族の両義性	
	第一節	相互依存的关系性と家族
	第二節	ケアの端緒としての、他者の存在
	第三節	ケアという実践
	第四節	ケアの倫理をめぐる異論
	第五節	公私二元論批判による反論
	第六節	ケアの倫理から、社会的責任論へ
第二章	私的領域の主権化/母の自然化	
	ケアの倫理の「私」化	
	第一節	愛と正義からなる世界
	第二節	愛の力 母と「自然」の置換
	第三節	転倒した愛の物語
	第四節	母の愛 母性愛から、母的な思考へ
第三章	ケア・家族の脱私化と社会的可能性	
	愛の実践から、社会の構想へ	
	第一節	家族の時間 守ろうとする愛 preservative love とホーム home
	第二節	家族のことば 他者の集い・多様な声の交錯・想起
	第三節	家族からの出発
小括	家族の脱私化から、脱国家化へ	
第 部	フェミニズムと脱主権国家論	相互依存的个人から、新しい共同性へ
序論	主権国家・近代的主体・近代家族制度の三位一体をほどく	
第一章	フェミニズムが構想する平和	女は世界を救えるか？再考
	政治思想と暴力性の消去	
	第一節	女性「と」平和
	第二節	反・本質主義的なケア論へ 自律的な主体批判という観点から
	第三節	近代的な主権国家論の誕生と近代的主体の誕生
	第四節	母的思考から、平和の構想へ
第二章	平和を求める	安全保障からケアへ
	人間の安全保障？	
	第一節	エコノミーの暴力
	第二節	暴力のエコノミー：(脅し)の政治？
	第三節	安全保障 security から、ケアへ
	第四節	遅れる正義 修復的正義 restorable justice

第三章 ケアから人権へ 脱領土化と、普遍性の時間的様態

ケアは国家を超えるのか？

第一節 人権をめぐる三つのアポリア

第二節 ポジティブな人権論としての、承認の政治

第三節 ケアの倫理から、証言の政治へ

第四章 フェミニズム理論の可能性

新しいフェミニズムの波

第一節 フェミニズムと国家的連帯

第二節 「多文化主義 vs フェミニズム」再論

第三節 合衆国におけるアフガニスタン女性の抹消と「主体」の論理

第四節 バトラーによる「主体」批判

第五節 倫理的責任論から、集合的責任論へ

終章 新しい共同性にむけて

本論文「フェミニズム理論による政治思想批判 『ケアの倫理』再考」は、現代のフェミニズム理論に定位しながら、政治思想・理論を貫通する強固な論理である公私二元論を批判的に考察し、フェミニズム理論に潜在する新しい共同性へと向かう理論的可能性を明らかにすることを目的にしている。

フェミニズム理論には、とりわけ 80 年代以降、多岐にわたる異なる主義主張が存在している。しかし、本論文では、現代フェミニズム理論の課題を、近代政治理論・法理論の前提とされてきた「自律的主体」批判と捉え返すことによって、他者からの物理的・精神的なケアに依存しなければ存続し得ない相互依存的な人間の条件に相応しい社会を構想することが、現代のフェミニズム理論にとって喫緊の課題であると主張される。そのさい、主に参照されるが、キャロル・ギリガンによって 1982 年に公開された『もうひとつの声』に触発され、その後「ケアの倫理」を提唱し始めるフェミニストたちの議論である。

「ケアの倫理」は、社会の構造原理として正義を掲げる現代のリベラリズムとの対比のなかで、親密な関係性に限定され一般的な社会の徳としては公平さにも欠けるという理由から、社会的な共生を語るための徳としては相応しくないと論じられがちであった。さらに、フェミニズム理論内においても、「ケアの倫理」が発見された領域が、歴史的に女性たちに従属を強いてきた家族という領域であったために、「ケアの倫理」を称揚することは、女性の従属的な社会的地位を再強化することにほかならないとして、根強い批判が存在している。

しかしながら本論文では、リベラリズムの議論における公的領域・私的領域双方を貫く「自律的主体」の強固な想定を詳細に検討することで、逆にこれまでは、直接的で対面的な関係にこそ相応しいと、その社会的・政治的意義が限定的にしか論じられてこなかった「ケアの倫理」は、じつは他者性へと開かれた議論を含んでおり、近代の政治思想を強く拘束してきた主権国家の枠組みを批判し、その境界を超え得るような潜在力さえ秘めていると主張される。

たしかに歴史的には、ケアをめぐる活動様式は、(奴隷や)女性にこそ相応しいとして、その社会的価値を貶められてきた。しかし、それは、未知なる新しい存在をありのままに世界に受け入れたり、あるいは、衰え死すべき存在であるからこそその生の在り方を記憶にとどめ、歴史に刻もうとしたりすることで、相互依存的な人間の条件に応答しようとする活動様式であることが明らかにされる。そのことにより、わたしたちは、既存の政治思想史が想定してきた価値づけとは異なる、ケアをめぐる活動の社会的な価値を見いだし得るはずである、と論じられる。

以上の目的と問題関心より、本論文は以下の三部より構成される。

第一部「忘却の政治/依存の抑圧」においては、リベラリズムに焦点をあてながら公的領域と私的領域双方における「依存」否認の論理が批判的に検討される。私的領域において、他者からの干渉を排除しながら自らの善を構想する、といったリベラルな自由論が、諸個人が抱く多様な善を実現する場としての公的領域における責任論を支えているがゆえに、多元的な善の存在を容認し異なる多数の他者が集うと考えられてきた公的領域は、じつは非常に狭い権利＝義務関係のなかで市民たちを統制していることが明らかにされる。他者の介入を受けず自らにとっての幸福を構想する、わたしたちが心身ともに安心してとされる自由領域は、フェミニズムにとっても重要な領域である。ではどこで、フェミニズムとリベラリズムは袂を分かつか、また、リベラリズムが社会を構想する前提として想定せざるを得ない主体に対して、いかなる批判をフェミニズム理論がなしてきたのか。この問いに答えることで、第一部では、本論文におけるフェミニズム理解を明確にしている。

第二部「家族から、社会の構想にむけて」で試みられるのは、依存をめぐる活動様式や存在を抑圧・排除する「主体」の来歴を思想的に考察するために、親密な関係にこそ相応しい徳と考えられてきたケアの倫理が再考される。フェミニズム理論内部でも歴史的な女性に対する抑圧を再強化することに繋がるとして、多くの批判を浴びたケアの倫理は、しかしながら、リベラリズムが構想する公私二元論から距離をとり、ケアの倫理が抽出された実践——依存をめぐる活動様式や依存関係において育まれる心性・態度——を注視してみるならば、むしろ他性にかかれた倫理として再構成され得る。申請者は、母親業、母性、家族といった、フェミニスト的視点からはリスクな概念をあえて多用するが、こうした概念に孕まれた危険性は、他性にかかれた社会を構想しうる潜在力を封殺してきたリベラルな主体や公私二元論によって領有されてしまった「母なるもの」を解放することによって、それを異なる可能性へと転換できるのであると、主張される。

第三部「フェミニズムと脱主権国家論」では、家族を主体の支配から解放し、政治的主体の権力を明らかにすることを経て、家族の在り方を強制してきた主権国家に対する根本的な批判へと向かう。リベラルの社会契約論的な社会の構想においては、つねにすでに前提とされてきた政治的主体は、じつは圧倒的な暴力装置を独占する主権国家が必要とする主体に他ならないことが詳らかにされることで、暴力装置を独占する主権国家が存在しなければ平和はもたらされない、という思い込みもまた、主権国家の存在を維持せんとする強い政治的な構築物であることが明らかにされる。脆弱な不安定な存在、ケアされることを必要とする存在を中心に社会が形成されていく、といったケアの倫理から学んだ社会の構成原理から、現在なお強固に信用されている主権国家中心のグローバルな安全保障とは異なる、新しい共同性のあり方が模索される。

2. 論文の特徴と評価

審査委員によって様々な視点から、申請論文に関する分析がなされ、多くの意見が述べられた。

I. 論文全体について

(1)申請者は現代日本におけるフェミニズム政治理論の開拓と普及に最も寄与してきた研究者の一人である。本論文は、現代フェミニズム理論と政治思想の問題について、現在の研究状況(とりわけアメリカ合衆国でのそれを十二分に踏まえた上で、申請者独自の視点から探究し、重要ないくつかの知見を導出した力作である。

(2)政治思想(史)研究や政治理論への貢献は、申請論文のタイトルとサブタイトルが示唆するように、消極的(批判的)貢献と積極的(建設的)貢献とに大きく分けられる。まず前者に関して言えば、(西洋)政治思想、なかんずく近代以降の政治思想において自明とされた諸前提、とりわけ、一方における自律的な主体としての個人という前提と、他方におけるそのような個人が契約に基づいて構成する公的領域と、その前段階としての私的領域との峻別という前提とが、すべての人間が生まれながらにして「依存的」存在者であるという条件を忘却してきたことの消極的効果を鋭く批判している。従来の政治思想および政治思想研究への批判という意味では、本論文の前半、とくに第I部は、かなりの程度成功を収めているといえるであろう(もっとも、いくつかの個別の論点については別の見方も可能である)。

(3)後者、すなわち、現代政治理論への貢献に関して言えば、それは「ケアの倫理」の再考ないし再検討に存する。上記の公私二元論のもとでは、たとえば、「正義の倫理」=「公的領域」vs.「ケアの倫理」=「私的領域」とされ、ケアの機能は私的領域における母親の機能であると矮小化されがちである。申請者の「ケアの倫理」の再考は興味深い。しかしそれはまたリスクで論争的な議論でもあり、いろいろな評価があり得ると思われる。しかし、ケアの倫理の潜在的な可能性を新しい社会の形成、新しい共同性の構築との関連で論じ、それを平和思想や平和構築や人権の拡充に繋げていく議論は、きわめて斬新であり、進取の精神に富むものである。

II. 個別の論点について

(1)申請論文の重要な理論的引照枠である公私二元論に関連して、審査委員から提起された主要な問いは、他者に依存しないとされる「主権的な自己」に対する批判には説得力があるが、依存の関係が支配(domination)の關係に陥らないようにするためには自律性(autonomy)の契機を確保し、それによって、自らの意思の根拠が他者(care giver)によって一方的に規定されたり、それがパターンリスティック/マターリスティックに解釈される事態を避けることが必要なのではないかと、依存しながら自立的(independent)であることは語義矛盾であるが、他者に依存しながらも自律的であることは可能であり、自立的であることと自律的であることを区別し、支配を排するという意味での自律をできるかぎり可能とするような依存の制度化を展望することができるのではないか、というものであった。これに対して、申請者は、自律性は、近代の思想史において、他者への依存/他者からの

関与一般を排するために用いられてきた、「自由意志」と不可分の言葉であり、支配(手段としての扱い)の回避を指す言葉としては「尊厳」という言葉を用いたいと応じた。

(2)「ケアの倫理」の再検討に関しては、審査委員から次のような問いが提出された。申請者自らも十分に認識し指摘しているように、ケアの倫理を女性に適した女性固有の virtue or task と捉える男女分業論、本質主義的解釈、はなはだ equity を欠いた議論や主張に対抗するために、どのような議論が可能なのか。そのような議論が明確には伝わってこなかったきらいがある。それを脱ジェンダー化し、an ungendered ethic (つまり、女性にも男性にも要請される倫理)とするために、どのような理論、制度、政策が必要なのか。またケアの倫理に基づくフェミニズム理論が具体的にいかなる内実をもった新しい社会性、新しい共同性を形成していくのか、という問いである。

これに対して申請者は家族の形成と営みにおける正義の実践や不正義の修復、従軍慰安婦への責任の履行、和解や平和構築など、脱男性中心主義、脱領土化、脱主権国家の方向性で実践が積み重ねられていく、その地道なプロセスの重要性を指摘した。

(3)審査委員から、希少性のあるケア資源をどのように(制度的に)アレンジすれば、申請者が希求する、ケア責任を最も実効的に果たしうる立場にある者が care giver になるという展望を具体化していくことができるのかという問いも提起されたが、この点については、今後の検討課題とされた。

(4)審査委員から、申請論文が、「依存の政治」においては「ケアされる側」のみならず「ケアする側」も他者への「依存状態」にあると指摘したこと、そこから、公私二元論の批判的読み・自由と責任の再定義・身体と共同体の新しいあり方へと議論を発展していったことを高く評価したうえで、「ケアする側」の被傷性(vulnerability)をいかに共同体の新構想に繋げていくかということに関して、審査委員から次の意見が出された。

まず、「ケアする側」の被傷性は、それが身体的な被傷性でもあるから、なおさらに、「ケアする側」の暴力となって噴出する可能性がある。他者への被傷性は、過剰な自己への防御となる場合が多いが、それを回避して出現する他者への被傷性を組み入れた市民(の身体)のあり方とはどういうものか。

第二に、申請者は、「母的思考」を、男性中心的な市民主体における身体の武器化と対比して、そこに、非暴力的な可能性を模索しようとしているが、そのおりに申請論文が言及している精神分析、とくに対象関係論との関係において、「母的なもの」をどう捉えているか。というのも、フェミニズムから弾劾されることの多いフロイト的解釈では、「母的なもの」は前言語的な予定調和として捉えられているが、フェミニズムが再解釈してきた対象関係論では、むしろ母娘の葛藤が言挙げされ、「母的なもの」はファリック・マザーという形象で語られることが多いからである。これは、申請論文と、それが部分的に依拠している精神分析的フェミニズム理論との関係を、「母的なもの」の位置づけに関して尋ねたものである。

この質問は、依存状態のうちに不可避に現出する「暴力」を、どう政治化して回避していくかという問題に収斂できるものであり、申請者からは、「依存の政治」の「プロセス性」が強調された。今後は、そのプロセスの具体的な分析が必要となるだろう。

申請者の応答は、審査委員から提起された問いを真剣に受けとめ、あらためて問題を検討しようとする柔軟なものでもあり、研究者としての力量と誠実な姿勢を感じさせるものであったことを付記しておきたい。

3. 結論

以上をふまえ、審査委員全員一致の結論として、岡野八代氏による申請論文は博士(政治学)の学位に十分に値するものであるとの判断がなされた。

2010年8月26日

主査	早稲田大学教授(Ph.D., The University of Chicago)飯 島 昇 藏
副査	早稲田大学教授 齋 藤 純 一
副査	国際基督教大学教授(Ph.D., Princeton Theological Seminary)千 葉 眞
副査	お茶の水女子大学教授(人文科学博士,お茶の水女子大学)竹 村 和 子